平成２６年（フ）第５６号
和歌山市土入53番地
債務者　松本　修好
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
和歌山市粟146番地の11
債務者　本家かまどやこと大森屋ことかま膳こと　大森　健弘
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
大分市大字森町830番地の１
債務者　岡田弘樹こと　呉　　弘樹
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
群馬県高崎市福島町933番地２　中泉住宅
債務者　小暮　春美
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３９号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地１号棟103号
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地１号棟103号
債務者　吉田富美江
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
埼玉県草加市谷塚町715番地　フローリア谷塚104号
債務者　大東　力也
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
埼玉県春日部市大枝404番地３
債務者　猿川　利沙
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
埼玉県越谷市南越谷４丁目17番地10　クレスト南越谷206号金子方、旧住所埼玉県越谷市宮本町２丁目224番地
債務者　田村　光男
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
埼玉県三郷市彦江１丁目217番地５
債務者　藤野　裕夫
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地２号棟305号
債務者　屋代　まり
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
埼玉県草加市草加３丁目７番３―607号、旧住所埼玉県草加市栄町２丁目１番32―208号
債務者　箕輪　行洋
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目４番37号　春日部ひがし団地１―307号
債務者　川面　　満
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
千葉県旭市井戸野4269番地２　コーポ万吾台６号、申立時の住所千葉県旭市ニの6575番地石橋アパート２号
債務者　黒川　　保
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
千葉県銚子市海鹿島町5218番地の104
債務者　佐久間和男
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
千葉県銚子市海鹿島町5218番地の104
債務者　佐久間孝子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
千葉県旭市井戸野4001番地８
債務者　古原　清栄（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係